

## 日本弁理士会の広報活動

副会長 峯 唯夫

広報担当副会長、商標「阪神優勝」に始まり「オレ流」（中日ドラゴンズ）に終わる、ということであれば、商標好きの峯で適任だった、ということにもなるのですが、そこは簡単ではない。その程度の広報であれば、いらぬ。

まずデータから。

今年度の取材件数は、4月1日から2月5日までで78件。月平均7件。

今年度は、政府の知財改革との絡み、初の女性会長という視点、そしてその初の女性会長が政府の知的財産推進会議の委員であることから、例年になく取材が多い。

ところで、日本弁理士会の広報とは、日本弁理士会や弁理士を社会に理解してもらうための活動であるはず。もちろん、取材に対応し、「日本弁理士会」の名がマスコミに載ることは、日本弁理士会、弁理士を社会に認知させるためには極めて重要なこと。決して無視できない。とはいうものの、「取材対応」を中心とした今までの日本弁理士会の広報活動は、受け身に終始していた、と言っていると思います。

それでは本当の意味の広報とはなりません。「取材対応」は「広報活動」の一端ではありますが、それだけでは本来の意味の広報ではない。単なる情報提供に過ぎません。

日本弁理士会の広報には二つの側面があります。一つは、取材の情報源となること。もう一つは、我々弁理士というものをよく知ってもらうための活動です。現状、前者はそこそこ機能していますが極めて不十分。後者はほとんど機能していません。

前者に関し、少しでも進めよう、と「阪神優勝」「がんばれ日本」等に関連して弁理士会の見解を、商標委員長の協力によりホームページに掲載し、毎月定例の記者懇談会でも説明しました。また、「阪神優勝」の報道のたぐいさにあきれて「商標制度について」という解説をマスコミ各社に配布し、ホームページにも掲載しました。

2月12日のTBSラジオで中日ドラゴンズ出願の商標「オレ流」が取り上げられ、私が取材に対応しましたが、そこでは商標制度について正確な解説がされていました。担当者に「商標制度について」を読んでもらった成果だと思えます。

後者は、会員各自が広報マンになることが理想です。全会員が「弁理士としての自分を理解してくれ」と社会にアピールすることです。弁理士がなにをする人か、どんなときに弁理士とつきあったらよいのか、まだまだ社会に知られていません。

今年度、月刊誌「ビジネス法務」に「知財の杜」という名で1ページの連載記事を「協力 日本弁理士会」のクレジット入りで掲載しています。弁理士が知られていないことがニュースになる、と言われていました。弁理士は出願だけでなく、企業の技術開発・製品開発のお役に立ちます、と全会員がアピールしてください。「出願代理人にすぎない」かのような認識を変えていく。これが広報です。これによって弁理士の仕事が広がり、将来が開けます。みんなで、「自分（自分の仕事）」を広報しましょう。